

議案第2号

高根沢町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部改正について

高根沢町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例を、別紙のように定める。

令和6年4月26日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部改正の概要について

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）の一部改正に伴うもののほか、所要の整備を行うため、改正をしようとするものです。

2 改正内容

(1) 番号法の一部改正に伴う改正

番号法別表第 2 が廃止されることに伴い、同表を引用している箇所について、番号法において定める用語に置き換えるとともに、当該用語の定義を追加します。（第 2 条、第 4 条）

- ・番号法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務 → 特定個人番号利用事務
- ・同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報 → 利用特定個人情報
- ・当該特定個人情報 → 当該利用特定個人情報

(2) 庁内連携事務の見直しに伴う改正（別表第 1 から別表第 3 まで）

ア 助成金の名称変更にあわせて事務の見直し

「軽度・中等度難聴補聴器購入費等助成金の支給に関する事務」を「軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成に関する事務」に改めるもの

イ 個人番号を利用しない事務の整理

次の事務について、補助金の廃止等により個人番号を利用しないため、別表から削るもの

- ・木造住宅耐震改修補助金の交付に関する事務
- ・木造住宅耐震診断等補助金の交付に関する事務
- ・私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務
- ・無認可幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務

3 施行日

公布の日から施行します。ただし、第 2 条及び第 4 条の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日から施行します。

高根沢町条例第 号

高根沢町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

高根沢町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年高根沢町条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前												
<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p><u>(5) 特定個人番号利用事務 番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>(6) 利用特定個人情報 番号法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の右欄に掲げる機関が行う同表の左欄に掲げる事務、別表第2の右欄に掲げる機関が行う同表の左欄に掲げる事務及び町長又は高根沢町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>3 町長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務</th> <th style="text-align: center;">機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>2 <u>軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成に関する事務</u>であって規則で定めるもの</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務	機関	(略)	(略)	2 <u>軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成に関する事務</u> であって規則で定めるもの		<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の右欄に掲げる機関が行う同表の左欄に掲げる事務、別表第2の右欄に掲げる機関が行う同表の左欄に掲げる事務及び町長又は高根沢町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う<u>番号法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>3 町長又は教育委員会は、<u>番号法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務</th> <th style="text-align: center;">機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>2 <u>軽度・中等度難聴補聴器購入費等助成金の支給に関する事務</u>であって規則で定めるもの</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務	機関	(略)	(略)	2 <u>軽度・中等度難聴補聴器購入費等助成金の支給に関する事務</u> であって規則で定めるもの	
事務	機関												
(略)	(略)												
2 <u>軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成に関する事務</u> であって規則で定めるもの													
事務	機関												
(略)	(略)												
2 <u>軽度・中等度難聴補聴器購入費等助成金の支給に関する事務</u> であって規則で定めるもの													

(略)	
4 成年後見制度の利用の支援に関する事務であって規則で定めるもの	
5 こども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
6 ひとり親家庭医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
7 妊産婦医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
8 不妊治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
9 遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
10 保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	
11 就学援助の支給に関する事務であって規則で定めるもの	

別表第2 (第4条関係)

事務	特定個人情報	機関
(略)	(略)	(略)
2 <u>軽度・中等度難聴</u> <u>児補聴器購入費等の</u> <u>助成に関する事務</u> であって規則で定めるもの	(略)	

(略)	
4 成年後見制度の利用の支援に関する事務であって規則で定めるもの	
5 木造住宅耐震改修補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	
6 木造住宅耐震診断等補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	
7 こども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
8 ひとり親家庭医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
9 妊産婦医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
10 不妊治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
11 遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
12 保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	
13 私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	
14 無認可幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	
15 就学援助の支給に関する事務であって規則で定めるもの	

別表第2 (第4条関係)

事務	特定個人情報	機関
(略)	(略)	(略)
2 <u>軽度・中等度難聴</u> <u>補聴器購入費等助成</u> <u>金の支給に関する事</u> 務であって規則で定めるもの	(略)	

(略)	(略)	
4 予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
5 保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	(略)
6 就学援助の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	

(略)	(略)	
4 予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
5 木造住宅耐震改修補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	
6 木造住宅耐震診断等補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	
7 保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	(略)
8 就学援助の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	

別表第3（第5条関係）

事務	特定個人情報	情報照会機関	情報提供機関
(略)	(略)	(略)	(略)
6 保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの		
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの		
	障害者関係情報であって規則で定めるもの		

別表第3（第5条関係）

事務	特定個人情報	情報照会機関	情報提供機関
(略)	(略)	(略)	(略)
6 保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの		
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの		
	障害者関係情報であって規則で定めるもの		

				7 私立幼稚園 就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係 情報であって規則で定めるもの
				8 無認可幼稚園 就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係 情報であって規則で定めるもの
7 就学援助の 支給に関する 事務であって 規則で定める もの	(略)			9 就学援助の 支給に関する 事務であって 規則で定める もの	(略)
	(略)				(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。